

# 学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置を求める請願書

衆議院議長  
参議院議長

殿  
殿

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

紹介議員

請願者 氏名

外

名

住所

## 請願趣旨

学童保育（放課後児童クラブ）は、就労等の理由により日中、家庭に保護者のいない子どもが、放課後および学校休業日に安全に安心して過ごすことのできる「毎日の生活の場」です。

学童保育は 1997 年に法制化し、児童福祉法に根拠をもつ公的な事業になりました。2015 年には、「従うべき基準」として、省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」で「放課後児童支援員」という資格をもった指導員を原則 2 名以上配置することが示されています。しかし、国や自治体が徐々に施策の拡充を図ってきた側面はあるものの、自治体や学童保育現場によって実施状況はさまざまであり、大きな格差があるのが現状です。「放課後児童支援員」の資格を有した指導員の常勤・専任・複数体制を確立させるために、国の予算の大幅増が必要です。

共働き・一人親家庭等の増加のもと、子どもの生活や育つ環境が厳しくなっているなかで、子どもが安全に安心して生活できること、子どもの成長・発達を支え励まし、保護者と連携を図りながら子育てをする施設である学童保育に対する期待に応えることが必要です。私たちは子どもの命と安全を守るうえで欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するために、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」策定時の趣旨を十分に踏まえ、「従うべき基準」として定められた基準を堅持し、有資格者の原則 2 名配置を実現するための財政措置が必要不可欠であると考えます。よって、つぎのとおり請願いたします。

## 請願事項

1. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」策定時の趣旨を十分に踏まえ、「従うべき基準」を堅持し、有資格者の原則 2 名配置を実現するための財政措置をしてください。

氏名	住所
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県

●請願署名の説明や記入する際の注意事項は裏面を「リ」は不可です。同じ住所が続く場合は省略しても構いませんが、

※この署名用紙は厳重に保管し、集計後国会に提出します。記入された個人情報、本国会請願以外の目的に使用いたしません。

# 子どもの命と安全を脅かす規制緩和をストップ! 100万人の声をとどけよう!

## 国会請願署名の取り組み 2018 Q&A

今回の国会請願署名の取り組みは、人手不足の解消策を基準の緩和に求めようとする一部の地方自治体、地方三団体からの提案により、「従うべき基準」として省令で定められた「放課後児童支援員」の資格と配置基準を「地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう」「参酌化」することを「地方分権の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」ことが2017年12月に閣議決定されました。2018年11月の地方分権改革有識者会議では、「放課後児童支援員」の資格と配置基準を、これまでの「従うべき基準」という位置づけから「参酌すべき基準」に変更するとの方針が示されました。政府は2019年1月にも児童福祉法の改正法案を提出し国会の場で審議の見込みです。

### 請願署名①「学童保育の『従うべき基準』を堅持することが実現できる財政措置」について

今回、「従うべき基準」として定められていた「放課後児童支援員」の資格と配置基準を、「参酌すべき基準」(参考にする)に変更するという方針が地方分権改革有識者会議で示されました。基準の参酌化で「資格者がいない」「一人配置」という事態も考えられ、子どもの命と安全を守る保障は無くなります。保護者も安心して子どもを託すことができません。子どもの自由な空間や時間も保障されません。今回の請願署名は「従うべき基準」を堅持するための国への財政措置を求めるものです。

### 請願署名②「学童保育を拡充し、子育て支援の充実」について

学童保育の需要はまだ増えています。一方で、子どもの放課後や地域生活を保障する制度は貧弱であり、量も質も十分ではなく、今後の学童保育のため、学童保育の制度拡充を世論も議員も応援する世の中にするための請願です。

#### Q1 請願って?

**A 日本国憲法 16 条に書かれている国民の権利です。**

この権利により、国民が国政に対する要望を直接国会に届けることができます。請願は、請願者一人と紹介議員一人で行うことができますが、共通の願いを「請願事項」としてまとめ、それに賛同する多くの人が請願者となって届けることで、大きな力を発揮します。また、署名された皆さんは、すべて「請願者」となります。

#### Q2 署名って、どう書けばいいの?

**A 署名の書き方**

- ① 日本国内に在住であれば、国籍・年齢の制限はありません。外国籍の方や未成年の方も、署名できます。
- ② 本来はご本人自筆の署名が望ましいのですが、(体が不自由な方、まだ字が書けない子ども、遠方の方など) その方の了解を得られれば代筆も可能です。
- ③ できるかぎり黒のボールペンで書いてください(青でも可)。鉛筆など、消せるもので書くことは不可です。
- ④ 住所は、都道府県から書いてください。
- ⑤ 同じ住所・名字が続く場合は、住所は省略してもかまいませんが、必ず「同上」と書いてください(「//」は不可)。
- ⑥ 書き損じた場合は、2本線で消して、正しいものを書きこんでください(修正液などで消すのは不可)。

(記入例)

氏 名	住 所
学 童 保 育	東 京 都 文 京 区 本 郷 2 - 2 6 - 1 3
学 童 拡 充	同 上 ← 同上は OK。
学 童 い く	// ← // は 不 可。

#### Q3 集まった署名はどうするの?

**A** 署名は、各地域の連絡協議会でまとめられ、全国学童保育連絡協議会に届けられたのち、請願に賛同して下さる国会議員の紹介により、国会に提出します。集められた署名を、衆議院と参議院にどのように振り分けて提出するか、どの国会議員に紹介をお願いするかは、全国学童保育連絡協議会が責任を持って判断します。

#### Q4 いつまでに、どれくらい集めるの?

**A 2019年5月末までに100万筆を目標に集めます。**

- ◎ 2019年1月から開催される通常国会に提出します。(請願は会期末の1週間前まで受け付け)
- ◎ 第一次集約日を 2019年1月31日
- ◎ 最終集約日を 2019年5月31日(国会閉会1週間前までが請願受付締め切り)